# 令和2年度第2回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第二分科会)審議概要

開催日及び場 所	令和2年10月9日(金)	
委員(敬称略)	第二分科会長 松原 健一 安西法律事務所 弁護士	
	委員 倉井 潔 倉井潔税理士事務所 税理士	
	委員 髙橋 裕 学校法人専修大学商学部 教授	
審議対象期間	令和2年4月1日~令和2年6月30日の間における調達案件	
抽出案件	10件 (備考)	
報告案件	0件 「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受け	
審議案件	10件 たものである。	
意見の具申ま	なし	
たは勧告		
委員からの意	意見・質問回答	
見・質問に対す	下記のとおり 下記のとおり	
る回答等 (※書		
面による質疑応		
答をまとめたも		
の)		

# 【審議案件1】

審議案件名:令和2~3年度特定接種管理システムに係る運用・保守等業務一式

資格種別 :「役務の提供等」(「A」「B」又は「C」ランク)

選定理由:一般競争入札を実施している案件中、一者応札であり、また再委託を行っているため

発注部局名 : 大臣官房会計課

契約相手方:パーソナルプロセス&テクノロジー株式会社

予定価格 : 80,094,630円 契約金額 : 80,080,000円 落札(契約)率:99.98% 契約締結日 : 令和2年4月1日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、一者応札があったが、金額が折り合わず、不落随契により、			
パーソナルプロセス&テクノロジー株式会社が契約の相手方となった。落札率は99.98%である。			
意見・質問	回答		
本案件の選定理由は一者応札で再委託があるとのこと	ご認識のとおりです。		
でしたが、結果として不落随契となっているように見え			
ますが間違いないでしょうか。			
前回調達はシステムの設計・開発・運用、今回調達で	前回調達時は値引きされた応札額であり、今回調達時		
は保守・運用のみで金額が倍増しています。どういう理	は業務実施時に判明した課題に対応するための工数を見		
由によるのでしょうか。予定価格と入札額はどれくらい	込んで予定価格を作成したため、前回と比して大幅な増		
の差があったのでしょうか。	となりました。		
	なお、今回の予定価格は72,813,300円(税抜)、最低		
	入札価格は73,000,000円です。		
	(前回予定価格は38,068,890円(税抜)、最低入札価格		
	は42,000,000円(税抜))		
	このため、最低入札価格は予定価格に近いものであっ		
	たことから、適切な予定価格であったと考えています。		

予定価格と入札金額は非常に近い金額であることから 限界ギリギリの予定価格を立てたと評価して良いとも思 えますが、一者応札となった原因はこのことと関係ある のでしょうか。

一者応札とは無関係です。

再委託というのは 2,880,000 円のみでしょうか。

ご認識のとおりです。

前回調達と同じ2年分の管理保守ですが、なぜ金額が 2倍になっているのでしょうか。予定価格の積算根拠が は業務実施時に判明した課題に対応するための工数を見 示されていないため、適切かどうかの評価をできません。 単価の根拠はわかるものの人月の根拠は示されておりま せん。業者の見積もりをもとに予定価格を立てる場合は 二者以上からとることが推奨されていますが、今回はそ のような徴取はされているのでしょうか。添付の見積書 は日付からすると不落随契のためのもののようで、予定 価格の積算のためのもののようではありません。

十分な期間公告をしており、一者応札は結果として許

・前回調達時は値引きされた応札額であり、今回調達時 込んで予定価格を作成したため、前回と比して大幅な増 となりました。

・予定価格は業者見積りを元に作成しておらず、単価は、 「技術者単価一覧表※」の金額を使用しています。(※ 前年度の各案件の落札業者から徴した請負金額内訳明細 書に記載の技術者単価の平均をとったもの)

また、工数は前回落札業者から聞き取った工数をベー スに見積もっています。2020年3月27日付の見積書は不 落随契協議後の見積書なので、予定価格の積算とは無関 係です。

・次回調達においては、開発した業者以外の業者が入札 に参加できるよう、当該システムの仕様書を分かりやす く見直すとともに、公告期間をこれまで以上に確保し、 業者が入札の機会を逸しないよう、幅広に入札参加に向 けた業者への声がけを行っていくこととします。

容されると思います。再委託規模は小さく問題ないと思 います。今後は他の者が応札しやすいように、当該シス テムの外部への周知を継続的に進めて、事前に準備でき るようにしてはいかがでしょうか。

予定価格の算出について、工数、単価はどのようにし て把握したのでしょうか。参考見積を取得したとすれば、 どこから、どのようなものでしょうか。

予定価格は業者見積りを元に作成しておらず、単価は 予定価格調書内訳の注釈に記載のあるとおり、「技術者 単価一覧表※」の金額を使用しています。(※前年度の 各案件の落札業者から徴した請負金額内訳明細書に記載 の技術者単価の平均をとったもの)

また、工数は前回落札業者から聞き取った工数をベース に見積もっています。

一者応札の改善策について、披露いただけますでしょ うか。

次回調達においては、開発した業者以外の業者が入札 に参加できるよう、当該システムの仕様書を分かりやす く見直すとともに、公告期間をこれまで以上に確保し、 業者が入札の機会を逸しないよう、幅広に入札参加に向 けた業者への声がけを行っていくこととします。

# 【審議案件2】

審議案件名 :調査課LANに係る保守及び運用支援等一式

: 「役務の提供等」(「A」「B」又は「C」ランク) 資格種別

:総合評価落札方式を実施している案件中、一者応札で、落札率が高いため 選定理由

発注部局名 : 大臣官房会計課 契約相手方 : 株式会社日立製作所

予定価格 : 700, 435, 670円 : 700, 150, 000円 契約金額 落札(契約)率:99.96%

契約締結日:令和2年3月19日

#### (調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社日立製作所が契約の相手方とな った。落札率は99.96%である。

意見・質問	回 答
この調達も不落随契でしょうか。	ご認識のとおりです。

新規事業者にとって分かりにくい運用方法だったとのことですが、説明書等を分かりやすく作れば解消する問題なのでしょうか。そもそもの役割分担などが特殊すぎるということなのでしょうか。

入札説明書等の書きぶりをより分かりやすく記載することで新規事業者も入札に参加できるものと思います。 また、業者から質問が寄せられた場合には丁寧に回答すること等により、一者応札の解消につなげていきたいと考えています。

前回一者応札の要因及び対応方針として「成果物の納期を緩和した」と記載してありますが今回は入札日が3/13で履行開始時期が3/19でした。これで短くなっているのでしょうか。納入期限が緩和されたのでしょうか。実際に何日くらい緩和したのでしょうか。

本件は不落随契であるため、事業者との随契協議に要した期間により、入札日と契約日(履行開始時期)にズレが生じています。また、前回の調達と比較すると、一部の手順書について「契約後10営業日以内」から「移行業者からの引継ぎ後10営業日以内」に納入期限を緩和し、業者の事務負担軽減を図っています。

前回調達より長い年数の運用保守ですが、なぜ金額が4倍になっているのでしょうか。予定価格の積算根拠が示されていないため、適切かどうかの評価をできません。

金額の増加については、機器更改に伴い、運用保守について仕様上の要件を追加したことから作業量が増えたことによるものです。

単価の根拠はわかるものの人月の根拠は示されておりません。前回調達を参考にした場合は、そのことがわかる資料をつけてください。もし業者の見積もりを取って予定価格を立てる場合は二者以上からとることが推奨されていますが、今回はそのような徴取はされているのでしょうか。添付の見積書は日付からすると不落随契のためのもののようで、予定価格の積算のためのもののようではありません。

具体的には、Windows10へのバージョンアップに伴い、年2回程度定期的に OS アップデートを適用する必要が生じ、その際の作業量増が影響しています。

十分な期間公告をしており、また、規模が極めて大きいため、一者応札は結果として許容されると思います。

予定価格の積算にあたっての工数については、業者見 積りを元に作成しておらず、仕様書の内容を踏まえた、 適切な工数を見込んでいます。

いため、一者心れは結果として許容されると思います。 今後はより小さな企業でも応札しやすいように、分割 することができないかも含めて検討していただければと 思います。

次回調達においては、あらためて調達の仕様書及び要件定義書の見直しを行うとともに、公告期間をこれまで以上に確保し、業者が入札の機会を逸しないよう、幅広に入札参加に向けた業者への声がけを行っていくこととします。

予定価格の算出について、工数、単価はどのようにして把握したのでしょうか。参考見積を取得したとすれば、どこから、どのようなものでしょうか。

予定価格の積算にあたっての工数については、業者見積りを元に作成しておらず、仕様書の内容を踏まえた、適切な工数を見込んでいます。また、単価については、「技術者単価一覧表※」(※前年度の各案件の落札業者から徴した請負金額内訳明細書に記載の技術者単価の平均をとったもの)の金額を使用しています。

一者応札の改善策について、披露いただけますでしょ うか。

次回調達においては、あらためて調達の仕様書及び要件定義書の見直しを行うとともに、公告期間をこれまで以上に確保し、業者が入札の機会を逸しないよう、幅広に入札参加に向けた業者への声がけを行っていくこととします。

#### 【審議案件3】

審議案件名:情報セキュリティコンサルティング等一式

資格種別 :「役務の提供」(「A」ランク)

選定理由:総合評価落札方式を実施し、再委託を行っている案件中、最も落札率が高いため

発注部局名 : 大臣官房会計課 契約相手方 : マカフィー株式会社

予定価格 : 116,754,000円 契約金額 : 106,856,640円 落札(契約)率: 91.52%

契約締結日:令和2年4月1日

# (調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、2者応札があり、マカフィー株式会社が契約の相手方となった。落札率は91.52%である。

意見・質問 前回一者応札の要因欄では業者への声掛けを強化する 旨の記載がありますが、今回は実際に何件くらいに声掛 けをしたのでしょうか。

4者に声掛けを行いました。

本件については問題と思われる点は見当たりませんで した。引き続き、将来応札者が増えるよう、当該案件の周 知をするなどのご検討をお願いします。

周知について検討します。

予定価格の算出について、工数、単価はどのようにして 把握したのでしょうか。参考見積を取得したとすれば、ど<br />
| ておらず、工数、単価ともに前年度の落札事業者から徴し こから、どのようなものでしょうか。

予定価格の積算にあたっては、業者見積りを元に作成し た請負金額明細書に記載されたものをベースに積算して います。なお、工数については、前年度からの仕様の変更 内容を加味し、適切な工数を見込んでいます。

# 【審議案件4】

審議案件名 : レセプト情報等の提供に係る支援業務一式

: 「役務の提供等」(「A」「B」又は「C」ランク) 資格種別

: 一般競争入札を実施している案件中、一者応札であり、再委託をしているため 選定理由

発注部局名 : 大臣官房会計課

契約相手方 : 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

: 41,831,130円 予定価格 : 36, 190, 000円 契約金額 落札(契約)率:86.5%

契約締結日:令和2年4月1日

# (調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが契 約の相手方となった。落札率は 86.5%である。

#### 意見・質問 回

前回調達から契約金額が2倍以上の金額になっていま す。仕様が大幅に変更されたのでしょうか。前回調達の 落札率はどのくらいだったのでしょうか。仕様があまり 変わっていないのであれば、前回の落札額は今回の予定┃件数の増加に伴って入札金額も増加しているものと認識 価格の立て方に影響を及ぼしたと思うのですがどのよう な影響があったでしょうか。

レセプト情報等の提供に係る申請が増加傾向にあり、 かつ提供後に同調達業務で提供した情報を用いて研究し た結果の成果物確認まで仕様書で求めているため、申請 しております。

なお、前回(昨年度)調達の落札率は42%であり、入 札金額が低入札価格調査基準額を下回ったため低入札価 格調査を実施した結果、適正な履行が見込めると判断し たため契約を締結しました。

前回調達と同じ1年分の契約ですが、なぜ金額が2倍に なっているのでしょうか。予定価格の積算根拠が示され の根拠はわかるものの人月の根拠は示されておりませ ん。業者の見積もりをもとに予定価格を立てる場合は二 者以上からとることが推奨されていますが今回はそのよ うな徴取はされているのでしょうか。

十分な期間公告をしており、一者応札は結果として許 容されると思います。再委託規模は小さく問題ないと思 います。今後は他の者が応札しやすいように、当該シス テムの外部への周知を継続的に進めて、事前に準備でき るようにしてはいかがでしょうか。

レセプト情報等の提供に係る申請が増加傾向にあり、 かつ提供後に同調達業務で提供した情報を用いて研究し ていないため、適切かどうかの評価をできません。単価 | た結果の成果物確認まで仕様書で求めているため、申請 件数の増加に伴って入札金額も増加しているものと認識 しております。

> また、予定価格の算出については、業者の見積書は徴 取しておらず、仕様書に基づく想定工数に過去に情報シ ステム関係で落札した業者から徴取した契約金額内訳明 細から技術者単価の平均値を算出した積算単価を乗じて 積算しております。

> なお、次回調達においては、改めて調達の仕様書の見 直しを行うとともに、公告期間をこれまで以上に確保し、 業者が入札の機会を逸しないよう、幅広に入札参加に向 けた業者への声がけを行っていくこととします。

予定価格の算出について、工数、単価はどのようにし て把握したのでしょうか。 参考見積を取得したとすれば、┃おらず、仕様書に基づく想定工数に過去に情報システム どこから、どのようなものでしょうか。

予定価格の算出については、業者の見積書は徴取して 関係で落札した業者から徴取した契約金額内訳明細から 技術者単価の平均値を算出した積算単価を乗じて積算し ております。

一者応札の改善策について、披露いただけますでしょ うか。

一者応札の改善策については、本業務の仕様上、レセ プト情報の医学的知識に加え、レセプト情報のデータ配 列などの記録仕様や研究環境の機能、セキュリティとい った専門的知識が必要であるため、履行体制を確保でき る事業者に限りがあるのが現状ではありますが、次回調 達においては、改めて調達の仕様書の見直しを行うとと もに、公告期間をこれまで以上に確保し、業者が入札の 機会を逸しないよう、幅広に入札参加に向けた業者への 声がけを行っていくこととします。

#### 【審議案件5】

審議案件名: DPCデータの提供に係る支援一式

資格種別

: 随意契約を実施している案件中、再委託を行っているため 選定理由

発注部局名 : 大臣官房会計課 契約相手方 : 株式会社日立製作所

予定価格 : 13, 114, 035円 契約金額 : 13,090,000円 落札(契約)率:99.8%

契約締結日:令和2年4月24日

#### (調達の概要)

ー般競争(最低価格落札方式)を行ったところ、金額が折り合わず、予算決算及び会計令第99条の2に基づく随 意契約(不落随契)を行ったもの。契約率は、99.8%である。

#### 意見・質問 回

開札調書には1回目から3回目まで1,000円ずつ引き下 げています。

第1回目の入札金額から丁度3回目で12,000,000円にな っており落札する気があるように見えません。予定価格 | ます。また、入札前後において応札者と価格について話 の立て方が限界近くに迫るものだったためなのか、そも そも無理がある金額なのか検証が必要かと思います。

応札者と価格について何か話をしたのであれば教えて

前回調達と同じ1年分の契約ですが、なぜ金額が2倍に ていないため、適切かどうかの評価をできません。

単価の根拠はわかるものの人月の根拠は示されており ません。業者の見積もりをもとに予定価格を立てる場合 は二者以上からとることが推奨されていますが、今回は そのような徴取はされているのでしょうか。

一者応札・不落から随契になっていますが、予定価格 の算出について、工数、単価はどのようにして把握したおらず、仕様書に基づく想定工数に過去に情報システム のでしょうか。参考見積を取得したとすれば、どこから、関係で落札した業者から徴取した契約金額内訳明細から どのようなものでしょうか。

一者応札の改善策を披露いただけますでしょうか。

入札では不落となっているものの予定価格と入札金額 に大きな乖離は生じておらず、かつ結果的に不落随契で 締結しているため、予定価格の積算は適切であると考え をしたことは一切ありません。

DPC データの提供に係る申請が増加傾向にあり、かつ なっているのでしょうか。予定価格の積算根拠が示され┃提供後に同調達業務で提供した情報を用いて研究した結 果の成果物確認まで仕様書で求めているため、申請件数 の増加に伴って入札金額も増加しているものと認識して おります。

> また、予定価格の算出については、業者の見積書は徴 取しておらず、仕様書に基づく想定工数に過去に情報シ ステム関係で落札した業者から徴取した契約金額内訳明 細から技術者単価の平均値を算出した積算単価を乗じて 積算しております。

> 予定価格の算出については、業者の見積書は徴取して 技術者単価の平均値を算出した積算単価を乗じて積算し ております。

> 次回調達においては、改めて調達の仕様書の見直しを 行うとともに、公告期間をこれまで以上に確保し、業者 が入札の機会を逸しないよう、幅広に入札参加に向けた 業者への声がけを行っていくこととします。

## 【審議案件6】

審議案件名:届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスのモデル事業に係る運用保守業務一式(令和2年度)

:「役務の提供等」(「A」ランク)

選定理由 : 一般競争入札を実施し、一者応札である案件中、最も契約金額が高く、入札回数が多く、入札方法

の妥当性について確認する必要があるため

発注部局名 : 労働基準局労災管理課 契約相手方 : 株式会社NTTデータ・アイ

予定価格 : 101, 158, 387円 : 100,927,200円 契約金額

落札(契約)率:99%

契約締結日:令和2年4月1日

## (調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社 NTT データ・アイが契約の相手 方となった。落札率は99%である。

意見・質問

工数・単価内訳以外に予定価格の計算根拠はないので に算出とのことですがこれは工数でしょうか、単価でし ょうか、あるいはこれらを乗じたものでしょうか。

業者からの見積を参考に作成した資料をもって予定価 しょうか。複数社からの見積のうち一番低いものをもと 格を算出しております。また工数、単価ともに一番低い ものを採用しております。

本件については問題と思われる点は見当たりませんで した。引き続き、将来応札者が増えるよう、当該案件の 周知をするなどのご検討をお願いします。

はい。

予定価格の算出について、各項目の金額はどのように して把握したのでしょうか。参考見積を取得したとすれした。当該見積については、NTTデータ・アイ等、複数者か ば、どこから、どのようなものでしょうか。

業者からの見積を参考に各項目の金額を算出しまし ら取得しております。また、業者からの見積において示 されている各役務ごとの工数・単価を参考に予定価格を 算出しております。

一者応札の改善策について、披露いただけますでしょ うか。

役務履行のために必要な工数(人員)の見極めの参考 となる情報の開示が必要と考え、保守改修工数の明示に 加えて、運用において必要な作業の手順書等を閲覧資料 に含め、開示しました。

#### 【審議案件7】

審議案件名 : 高年齢労働者安全衛生管理セミナー事業

資格種別 :「役務の提供等」(「A」「B」又は「C」ランク)

:総合評価落札方式を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため 選定理由

: 労働基準局労災管理課 注部局名 契約相手方 : 株式会社労働調査会

予定価格 : 104, 575, 672円 契約金額 : 31.799,900円

落札(契約)率:30.4%

契約締結日:令和2年4月13日

# (調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、2者応札があり、株式会社労働調査会が契約の相手方とな った。落札率は30.4%であり、低入札価格調査を行った。

#### 意見・質問 口

入札額は2者とも低入札調査基準額の税抜額よりも低 実態を反映していないものと想像されます。応募してく る事業者について全くの新規事業者を前提としているの か、すでに当該事業について実績のある業者を前提とす るかによって必要な費用が全然違うということだと思い ますが、この点についてはルールがあるのでしょうか。

本事業については、令和2年度3月に策定されたエイジ い額となっていることからすると、予定価格の立て方が
フレンドリーガイドラインの広報事業であり、新規事業 であるため、予定価は実勢を反映したものではありませ んでした。

> なお、新規参入事業者を排除しないよう、実績の有無を 前提としたルールはありません。

応札した二者がともに低入調査対象の金額での入札を しており、積算根拠のアップデートをする必要があるとなり安価で入札してきたため、実態に即した価格となる 思います。ご検討をお願いします。

セミナー開催等の費用について想定した積算よりもか よう検討してまいります。

## 【審議案件8】

審議案件名 : 労災特別介護援護事業 (宮城労災特別介護施設) 令和2年度

:「役務の提供等」(「A」「B」又は「C」ランク) 資格種別

:総合評価落札方式を実施している案件中、落札率が高く、一者応札のため 選定理由

発注部局名 : 労働基準局労災管理課

契約相手方:一般財団法人労災サポートセンター

予定価格 : 597, 370, 092円 契約金額 : 597, 300, 000円

落札(契約)率:99.9%

契約締結日:令和2年4月1日

#### (調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、一者応札があり、一般財団法人労災サポートセンターが契 約の相手方となった。落札率は99.9%である。

#### 意見・質問 回

前回一者応札の要因及び対応方針と今回の一者応札に なった要因分析で半分以上同じ文言で、一部言い換えた 殊性からは競争性を発揮させるということは困難と考え ているという理解で良いでしょうか。

競争性確保のための改善の余地として、外部有識者に よる検討会にて検討を行いましたが、過去に入札説明会 だけのような記載内容となっていますが、この事業の特 | に参加した事業者等からのヒアリング結果からは更なる 要件緩和につながる意見は得られず、これ以上の要件緩 和は、介護・看護の質の低下を招く恐れがあるとの結論 でした。

> 更なる要件緩和等による競争性の確保は困難であるも のの、引き続き、同種事業を運営する事業者等ヘヒアリ ングを行うなどし、一者応札の解消に向けた方策を検討 して参ります。

宮城労災特別介護施設の人員は約50人でしょうか。 万一落札できないときは現在の職員はまとめて職場を失|識を有するスタッフが必要であることから、国が実施す うということになるのでしょうか。

このような事業では市場性を発揮させる調達方法に不 向きな気がしますが他に方法はないのでしょうか。

本事業については、介護、看護、健康管理等の専門知 ることは困難であり、必要なスタッフを有している者に 委託しているものであるが、民間競争入札である以上、 公平な条件で競争をしてもらうこととなります。

現受託者は約50名で事業を実施しており、落札できな かった場合には、当該事業者としては死活問題になると 思われる。当該事業者としては、そのような事態となっ た場合には、他の事業を検討するものと思われます。

ただし、現受託者に雇用されている労働者の雇用不安 が生じるおそれはあります。この点に関しては当省とし ても重大な問題であるため、あらかじめ仕様書上、現受 託者が雇用している職員について採用を検討する場合に は、国に問い合わせるよう記載しています。

この事業は他者から応札される可能性はあるのでしょ うか。応札者の事業は3つあり、そのうち2つが厚労省 その規模に応じられる事業者は少ないように思います。

総合評価落札方式で良い提案を募るような案件である とは思えません。分割して各地方ごとに地元の企業が応 札できるようにする、あるいはより簡便な調達方式にす るなどを検討しても良いのではないかと思います。

<u>-</u> これまで市場化テスト等を通じ行った見直しにより新 規事業者の参入障壁となっていた事項(利益の担保、契 からの受託事業です。また、全国一括発注ということで、√約期間等)について、可能な限り排除してきたところで

> 今後も同種事業を運営する事業者等ヘヒアリングを行 うなどし、一者応札の解消に向けた方策を検討して参り たい。

> なお、総合評価落札方式に関して、本事業は①事業実 施に当たって必要となる専門的知識及び専門的技術、② 効率的な事業実施体制がきわめて重要であるが、仕様書 において、傷病・障害の特性に応じた専門的介護の態様 等を具体的に全て網羅し示すことは困難です。

そのため、最低価格落札方式では評価できない事業者 の技術力、運用体制、提案内容等を評価した上で、事業 者を選定できるよう、総合評価落札方式により調達を行 っています。

また、平成23年度より全国の8施設について分割調達 を実施しています。

3年に1回の契約ですが、一者応札の改善に関して、 えられませんでしょうか。

国の予算の制約により、予算の裏付けのない段階で公 正式な公告に先立って、事前の情報発信や情報提供は考し告等を行うことはできませんが、可能な限り早期の公告 を行うこととします。

# 【審議案件9】

審議案件名 : 柔道整復療養費の電子化に向けた業務支援一式

資格種別

: 随意契約を実施している案件中、新規の案件であり、随意契約の妥当性について、確認する必要が 選定理由

発注部局名 : 保険局

契約相手方 : みずほ情報総研株式会社

予定価格 : 9,637,650円 契約金額 : 9,556,250円 落札(契約)率:99.16%

契約締結日:令和2年4月13日

## (調達の概要)

一般競争(最低価格落札方式)を行ったところ、金額が折り合わず、予算決算及び会計令第99条の2に基づく 随意契約(不落随契)を行ったもの。

#### 意見•質問 回

予定価格積算根拠の総時間数は3,375時間ですが、請 負金額内訳明細書では 660 時間です。当該事業に必要な┃似する業務支援の案件を参考に、当該仕様書の内容を加味 労働時間数の見積がだいぶ違うようですが、どのように 見積もったのでしょうか。

また、時給が極端に異なるのはどのような差異がある のでしょうか。当該事業に必要な人材について請負業者 を活用することや、参考見積を取得するなどして、予定価 と厚生労働省で認識に違いがあるようですが、なぜ違い が生じたのでしょうか。

随契理由を含め、本件については問題と思われる点は 見当たりませんでした。次回以降は不落にならないよう、 また複数応札があるよう、当該案件の周知をするなどの ご検討をお願いします。

予定価格の算出について、工数はどのようにして把握 したのでしょうか。参考見積を取得したとすれば、どこ から、どのようなものでしょうか。

人件費単価について、人事院の調査を前提とすると、 利潤を前提としないように思われますが、誤解でしょう か。

今回、新規の調達案件なので、工数については他局の類 した上で作成しました。

また、時給は人事院の職種別民間給与実態調査を元に算 出しましたが、ご指摘を踏まえ、今後は、今回の調達実績 格を決定することにしたいと思います。

入札説明会には10者が参加し、応募も3者ありましたが、 入札参加要件(公的保険制度の電子化に関する業務に携わ った経験を有すること)の条件を満たしておらず、結果的 に一者の応札となりました。

ご指摘を踏まえ、今後、検討することにしたいと思いま

今回、新規の調達案件なので、工数については他局の類 似する業務支援の案件を参考に、当該仕様書を加味した上 で作成しました。また、参考見積は取得していません。

人件費単価については、人事院の職種別民間給与実態調 査であり、実態にあったものと思っています。

ご指摘を踏まえ、今後は、今回の調達実績を活用するこ とや、参考見積を取得するなどして、予定価格を決定する ことにしたいと思います。

#### 【審議案件10】

審議案件名 :企業年金連合会の記録整備等に伴うシステム開発にかかるソフトウェア提供サービス

選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため

(再委託1/2以上)

発注部局名 : 年金局事業企画課

契約相手方 : 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

予定価格 : 922, 184, 251円 契約金額 : 922, 184, 251円

落札(契約)率:100%

契約締結日:令和2年3月25日

## (調達の概要)

会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号 に基づく随意契約を行った。

# 意見・質問

記録管理システム等の著作権はNTTデータに帰属すると タに賃料を支払っているものという認識で良いでしょう

今回の調達はこのNTTデータのソフトに改変を加えても らうため賃料が増加するということでしょうか。

平成 16 年の会計検査院の検査で経費率計算に利用す る利子率について指摘を受けているようですが、額利用 料計算についてこの指摘については問題なく処理されて いますか。

随契理由は著作権によるものであり、妥当だと思いま す。再委託が多いのはシステムのサイズが大きいため不 自然ではないということと、再々委託を含め開発陣容が 大きく、そのマネジメントにはそれなりの経験のある企 業が必要になり、応札者がそれに該当するということも 納得できます。したがって、本件は特に問題と思われる 点はありません。

著作権の点を前提とすると、随契もやむを得ないと判 断しますが、今日的には、このような事態を招くような 先行する(過去の)調達が不適切と思います。

再々委託については、どのような規制がありますでし ようか。

また、再委託や再々委託の場合でこれらの企業が中小 の場合、予定価格の算定に大企業基準のものを使うと過 大になりませんでしょうか。考えられる対処方法はあり ますか(とくに随契の場合)。

記録管理・基礎年金番号管理システムはNTTデータ ありますが、このシステムはNTTデータの所有物でNTTデー|からサービスの利用について提供されており、そのソフ トウェアの著作権については、同社に帰属し、NTTデ ータに利用料を支払っています。

> 今回の調達は、NTTデータが作成、変更するソフト ウェアを利用するため、新たに利用契約を締結し、令和 2年8月から令和5年12月までの間、利用料が発生す るということになります。

> 社会保険庁において、会計検査院の指摘の趣旨に沿い、 平成18年3月に契約相手方と合意書を交わして、平成1 7年10月以降新たに使用を開始したソフトウェアの使 用料について、アドオン率を用いて利子相当額を算出する 処置を講じています。

> 再々委託については、「再委託の適正化を図るための 措置」(平成21年4月15日付会発第0415006号)に基 づき、契約書に記載を行っており、提出があった申請書 について、内容の審査を行っています。

> 今回の契約については、競争を許さないものであるた め、契約を行う業者から見積もりを取得の上、単価、開 発工数等について、外部支援業者も含めて、精査作業を 行い、見直しを図った上で合意をしています。

> なお、単価、開発工数等の妥当性については、外部有 識者も委員として構成しているシステム開発委員会及 び公共調達委員会で承認をいただい上で、予定価格を算 出しています。

> 著作権がベンダーに帰属していることの問題は認識 しており、現在進めている記録管理・基礎年金番号管理 システムの刷新においては、入札を可能とするために著 作権が国に帰属する方向で進めています。

> 再々委託については、「再委託の適正化を図るための 措置」(平成 21 年 4 月 15 日付会発第 0415006 号)に基 づき、契約書に記載を行っており、提出があった申請書 について、内容の審査を行っています。

予定価格の算出について、工数はどのようにして把握 したのでしょうか。参考見積を取得したとすれば、どこ から、どのようなものでしょうか。

単価については資料が付いておりますが、この方法によること自体の正当性について説明いただけますでしょうか。

今回の契約については、競争を許さないものであるため、契約を行う業者から見積もりを取得の上、単価、開発工数等について、外部支援業者も含めて、精査作業を行い、見直しを図った上で合意をしています。

なお、単価、開発工数等の妥当性については、外部有 識者も委員として構成しているシステム開発委員会及 び公共調達委員会で承認をいただい上で、予定価格を算 出しています。

単価、開発工数等の妥当性については、外部有識者も 委員として構成しているシステム開発委員会及び公共 調達委員会で承認をいただいておりますので、正当であ ると考えております。

JECCの単価(各業者の単価)については、システム開発委員会及び公共調達委員会で承認いただいた単価が割高でないことを比較し、確認するために使用しております。

21都府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

#### 【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室電話03-5253-1111(内7965)